

甲府法人会たより



(写真提供：広報委員)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和5年4月

第158号

題字 高野会長



主な内容

巻頭寄稿
新年賀詞交歓会
税金教室
チャリティー募金
令和5年度事業計画
法律相談
税務相談
会社のための税情報
山梨県からのお知らせ

巻頭寄稿

若手女性部会員の活気ある活動

公益社団法人 甲府法人会

女性部会 副部会長 雨宮恵美

深澤由美子前女性部会長が、これからの女性部会を活気あるものにするためには、若手の女性部員を育成する事だとして自身が早くに女性部会長を退き、飯島朱美氏に女性部会長をバトンタッチされ、陰からのバックアップに徹して部会員を育成していただきました。

その活動の一部に小学校を訪問して行う「租税教室」があります。私は深澤前部会長が講師となつて行う「租税教室」を見学した時、「なんて子供達に楽しく分かりやすく税金の大切さをお話しているんだらう。これこそ女性部会の社会を良くする活動だ。」と実感し、私も講師をしたいと思い、チャレンジすることになりました。

教壇に立たせていただく際、未来ある子供達のお役に立たせていただく責任を感じ、ハードルが高く感じたことと、学校の先生方に学校教育にとって、



「租税教室」は必要な授業だと思つていただきたい気持ちでドキドキ、ワクワクで本番に臨みました。

いざ講師をやってみると子供達が主体となり積極的に発言していただき、気張つていた自分が恥ずかしく思いました。

この女性部会が行なう「租税教室」を若手の女性部会員の皆さんに浸透していくにはどうしたら良いか飯島部会長と相談し、まずは甲府税務署の広報官にお願いし、女性部会員の皆さんに「租税教室」の講師養成の研修会を開きました。

その講習会では、私が小学校におい

て子供達の前で実施している「租税教室」を実践しながら説明させていただきました。

「租税教室」の講師養成研修を行った後、実際に小学校で実施する際、メインで講師をする人、パネルを貼つたりしてアシスタント役をする人、次回に講師を担当するために見学する人という形で複数の女性部会員で訪問することになりました。

その甲斐もあり、今は大勢の女性部会員が講師として教壇に立てるようになりました。

こうして女性部会は若手による活性化を図ることに成功しました。この基盤が出来ると活動が更に活発に出来るようになると思います。

これから益々部会員を増員していくには私達が活気ある女性部会活動を通して社会に貢献していく姿を見せていくしかありません。

ここには情報の交換と共に法人会女性部会らしく、人のお役に立つ活動を楽しみながら仲良くやっていくことが大切だと思います。

私は大勢の先輩部会員の方に育てていただきました。これは会社を経営していく上で大変役に立ちました。

社員の育成、これからの社会情勢、女性としてのおしゃれのアイテム、TPO、言葉遣いなど、色々と勉強させ

ていただきました。

これを次に繋げていくことが、自分の役目だと考えながら、これからの活動を頑張りたいと思います。

人は出会う人により自分の人生が決まると私は思います。

法人会の女性部会の方達はどうな生き方をされているのか、どんな考え方をされているのかを知りたくて、女性部会に入会して二十八年が経ちます。

優しい諸先輩の皆様方に支えられ、自分の目指していた会社以上の会社を築くことができました。

殺伐としたこの時代、自分さえ良ければ良いと思うのではなく、WBC(ワールド・ベースボール・クラシック)で世界一になった侍ジャパンの栗山監督を見習い、人を信じ人のために行動できる女性部会になれたらと思います。

コロナも少し収束してきましたので、甲府法人会女性部会は益々社会貢献に向け活発に活動していきます。

(有限会社雨宮オートボディサービス 取締役常務)



新年賀詞交歓会を 三年ぶりに開催

1月23日、甲府記念日ホテルにおいて新年賀詞交歓会を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策として過去2年間は、飲食を伴わない形式で行ってきましたが、今回は県内4法人会の役員と来賓の方に参加者を限定した中で、3年ぶりに飲食を伴う形式で行いました。

高野会長の年頭の挨拶の後、山本東京国税局課税第二部長、渡邊山梨県副知事、樋口甲府市長からご祝辞をいただき、和やかな懇親を行いました。来場者の皆様は、お互いの近況などの情報交換を図られるなど、久々の開催を喜んでいました。



年頭の挨拶を述べる
高野会長

青年部会が 大学生との 意見交換会を開催

青年部会は、令和4年度に実施した「親子で学ぶ税金教室」に協力いただいた山梨学院大学の学生との意見交換会を1月24日、同大学において開催しました。

租税教育活動のほか、「企業が求める人材」、「若手が企業に求めること」について、活発な意見が交わされました。

経営者と大学生が、直接意見を交換でき、お互いの考えを知る大変有意義な機会となりました。



大学生との意見交換

女性部会員から 寄せられた 浄財を寄託

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通して行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は3月27日に飯島女性部会長、岸本監事が山日YBS本社を訪問して、公益財団法人山日YBS厚生文化事業団に寄託しました。

今回は「トルコ・シリア地震救援金」として役立てていただくことをお願いしました。



浄財を渡す飯島女性部会長(左)と
岸本監事(右から2人目)

「税金教室」 を開催

1月25日に北杜市立武川小学校、2月10日に山梨大学教育学部附属小学校において、『税金教室』を開催しました。6年生を対象として行い、講師は青年部会及び女性部会の会員が担当しました。

税金で作られている公共施設などについてのクイズを出題しながら、消費税や所得税などをわかりやすく説明しました。

令和5年度も多くの小学校で開催していきます。



税金教室

公益社団法人甲府法人会 令和5年度事業計画

基本方針

1. 「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動する。
2. 支部ブロックの活動を強化し、組織力の強化と会員増強に取り組む。
3. 児童・生徒を対象とした租税教育活動の充実を図る。
4. 税務行政の円滑な運営への協力と納税者の利便性向上の観点から、マイナンバー制度の定着とマイナンバーカードの普及促進、e-Tax（国税電子申告・納税システム）、eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用促進に強化して取り組む。
5. （一社）山梨県法人会連合会（以下「県連」という）との連携

強化を図る。

6. 公益法人としてのガバナンスの確保、財務基準の達成に取り組む。

主な事業計画

I 公益目的事業

1. 税に関する事業

(1) 税知識の普及・税の啓発活動

① 新設法人説明会

新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請届出等の手続きや、事業開始に際しての法人税法上の留意点等について正しい理解を促すことを目的に開催。

② 決算法人説明会・インボイス制度説明会

決算月を迎えた法人を対象に、決算手続きを行うにあたっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に開催。加えて令和5年10月からのインボイス制度についても説明。

③ 源泉部会講習会

源泉所得税の適正な徴収を行うため、経理事務において留意すべき事項等について、実務担当の資質向上を目的に開催。

・e-Taxのほか、eLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）による地方税の申告・納税の手続きも説明。

④ 年末調整等説明会

甲府税務署管内の全事業所を対象に、給与所得者の1年間の所得税額の確定と正しい申告および納税を目的に開催。

⑤ 税務研修会（各支部ブロック、部会関係）

各支部ブロック、青年部会・女性部会で税制改正事項をはじめ様々な税に関する研修テーマを取り上げ、税に関する理解を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的に開催。

・スタートアップ研修（新設法人への税及び経営に関するシリーズの研修）

⑥ 税務関連セミナー

・法人税確定申告書の仕組みや作成方法など（会場及びオンライン）

・過去3年間の新入会員を対象とした「新入会員の集い」を

開催し、税務等の研修を行う

⑦ 税務に関する教材・資料の配付
全法連テキストを会員に配付するとともに説明会において研修テキストとして使用する。

⑧ 企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

⑨ 租税教育活動

甲府税務署管内の児童・生徒を対象に、税の大切さを学んでもらうため、甲府税務署の協力を得て、以下の活動を実施する。

- ・青年部会・女性部会主管による小学校での税金教室
- ・青年部会主管による租税教育イベント

・「小学生の税に関する習字展」

・「税に関する絵はがきコンクール」

⑩ e-Tax・eLTAXの利用促進

e-Tax・eLTAXのさらなる推進のため、甲府税務署・地方自治体・金融機関と連携した個別企業への訪問指導を実施。

⑪ 「税の無料相談会」の開催

東京地方税理士会甲府支部の協力を得て、会員、非会員を問わず、法人個人の税務全般に関する無料の税務相談会を開催する。

⑫ 「全国青年の集い」及び「全国女性フォーラム」への参加

(2) 税制改正提言活動

地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、会員その他から税制に関する意見要望を汲み上げ、県連経由で全法連が取りまとめた「税制改正に関する提言」を首長、議長に提出し、その実現を図る。

- ① 税制改正に関するアンケート等の実施及び要望書の提出
 - ② 法人会全国大会（税制改正に関する提言を確認）への参加
 - ③ 税制改正事項の実現のための要望活動
 - ④ 全法連が主催する「税制セミナー」への積極的な参加
- (3) 広報活動
- ① ホームページによる租税関係情報の広報
 - ② 「甲府法人会たより」の発行・広報誌「甲府法人会たより」を年4回発行
 - ③ イベント会場においての広報活動
 - ④ 電光広告、ラジオ広告等の利用・大型ビジョン及びラジオ広告などを利用してインボイス制度の周知、e-Taxの利用促進、確定申告の早期手続き等についてPR

2. 地域社会貢献事業

(1) 本会主管活動

- ① インターネットセミナーの活用推進
- ② 福祉施設等への寄贈活動
- ③ 青少年育成体験教室・「少年サッカー・税金教室」を県下単位法人会と共催

(2) 広く一般を対象とした講演会等の開催（オンラインも活用する）

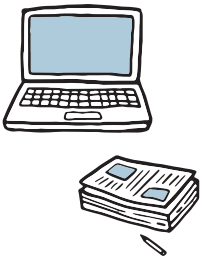
- ① 企業経営に関する研修
- ② 企業の事務合理化を図るためのセミナー
- ③ 若手社員研修
- ④ その他セミナー・講演会の開催

(3) 県連主催の講演会・研修会・セミナー等に参加協力

- ① 新春講演会
- ② スキルアップセミナー（女性社員向け）

(4) 青年部会・女性部会主管活動

- ① 福祉施設等への寄贈活動
- ② 「富士山クリーン作戦」に参加
- ③ 福祉施設への慰問活動



Ⅱ 収益事業等

1. 収益事業

(1) 不動産賃貸関係

- ① 公益目的事業の財源を確保するため、自己所有資産である甲府法人会館の一部および駐車場、賃貸、会館の維持管理運営
- ② 登録有形文化財である甲府法人会館の見学希望者への対応
- ③ 山梨県フィルムコミッション等への協力

2. 会員支援事業等

(1) 福利厚生関係

- ① 法人会福利厚生制度受託3社と推進協力を努め、「一社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもと積極的な推進
- ② 「がん保険制度」が40周年を迎えることからアフラックが行うキャンペーンに協力

(2) 会員の支援・増強関係

組織の充実強化を図るため、会員の維持と増強を目標として組織ぐるみ（地域単位、業種・業界単位）の活動を推進し、財政基盤の安定化につなげる。

(3) 青年部会・女性部会活動の活性化

部会独自の活動をはじめ、本会の活動の執行機関としての役割を果たすとともに法人会活動の活性化を図る。

(1) 部会員の拡大、部会員相互の親睦を図る事業等の開催

- ② 令和7年度の「法人会全国青年の集い（山梨大会）」（予定）の開催に向けた、積極的な部会員の拡大
- ③ 租税教育に力を入れるとともに、講師を担当する部会員の育成
- ④ 施設などの訪問を通じて女性部会活動の披露と法人会のPR

Ⅲ 会務運営事業

1. 各種会議の開催

- (1) 定時総会、理事会、正副会長会
- (2) 総務委員会、広報委員会、税制委員会、研修委員会、厚生委員会、組織委員会
- (3) 源泉部会、青年部会、女性部会の各役員会
- (4) 支部ブロックの役員会

2. 外部団体との連携

3. 全法連事業及び県連事業への協力等

4. 事務局体制の見直し

法律相談

株主の意向と役員の業務執行



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁



令和4年4月15日、X社はY社所有のZ社発行の株式3000株（発行済株式の全部）を5000万円で購入した。その後、購入したZ社の株式全てをZ社に令和4年10月5日、2500万円で売却した。X社発行の株式は100%Y社が所有しており、Y社はX社の一人株主である。Z社の株式を購入し、その後まもなく売却損を出して売却するという業務執行はX社の一人株主の意向であることから、X社の役員はその業務執行に全員賛成し何らの異議も述べなかった。当時、X社の

純資産は4億円程度であった。その後Y社はX社の株式全てをA社に売却した。新たにX社の株主となったA社ではX社のこの取引について調査したところ、Z社はその後破産し、X社がこの株式を購入した当時、株式の価値はゼロに近かったにもかかわらず、X社の役員は何らの異議を述べなかったことが判明した。そこでA社は、X社の役員に対して、役員の会社に対する忠実義務違反を理由に損害賠償請求をしようとしている。どうなるのだろうか。



1. 会社と役員の関係は委任に関する規定に従うと

され（会社法330条）、受任者である取締役が委任者である会社に対し、委任の本旨にしたがって善管注意義務（善良な管理者に通常求められる注意を払って業務を遂行する義務）を負うとされている（民法644条）。このことからX社の役員はこの注意義務を怠りX社に損害を与えたものであるから、X社の損害賠償請求は成立するようにみえる。しかし、本件ではX社の株主は100%Y社が有しておりこの一連の取引は一人株主であるY社の意向に基づきされたものである。このことをどのように考えるかが問題である。

2. 一人株主の意向と会社役員の業務執行との関係は、従来から議論されてきたところであるが、会社の全株式を一人の株主が保有する一人株主会社において、当該株主が代表取締役就任している場合であつ

ても、当該株主兼代表取締役は、法人格が会社と別個であるから、任務に違背して会社に損害を加えたときは、会社に対する損害賠償義務が発生するとの考え方と、一人株主の意向に従い業務執行をした取締役には損害賠償義務が免除されるとする考え方が対立し、それぞれに従う裁判例もあった。

3. このような2つに分かれる考え方と裁判例の中で、令和元年9月25日の東京高裁判決が出されました。この事案は例題の事案と類似するものでしたが、判決では、「株式の全部を一人の株主が保有する場合においては、会社の利益は実質的には当該株主の利益といえるから、委任の本旨に従った善管注意義務とは当該株主の利益の最大化を図る義務を意味するとの解するのが相当である。また、会社と一人の株主の利益が実質的に共通することに照らすと、一人株主が業務執行について意思決定した場合、当該業務の執

行に伴う損害を許容しているといえる。株式の全部を一人の株主が保有する場合においては、取締役は、一人株主の意思決定に従わなければ解任される危険を負う一方で、一人株主の意思決定に従っても善管注意義務違反の責任を追及される危険を負うことになれば、進退窮まる事態となり、取締役の保護に欠く」とした。

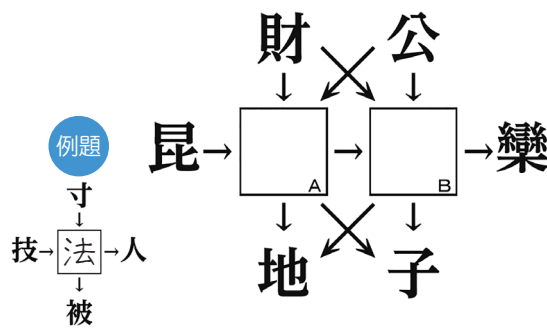
4. そしてこの考え方を前提にして、「しかし、例外的に、法令及び定款に違反して株主の利益を最大化することは許されず、また、会社が債務超過にある場合には、株主は有限責任しか負わず、会社債権者の担保となるのは会社財産のみであって、一人株主といえども会社債権者を害してまで会社財産を自由に処分できると解するのは相当ではないから、こうした場合には、一人株主の決定した業務が法令及び定款に違反することや債務超過となり会社債権者を害することにな

ることを一人株主に通知し、業務遂行の指示の変更を求める義務があると解するのが相当である。」としたうえ、「一人株主の業務執行の意思決定は、その決定内容を実現することが委任の本旨といえるから、一人株主の業務執行の意思決定があつた場合の取締役の善管注意義務の水準は、その業務が法令定款に違反するか、または会社が債務超過状態にあるなどの特段の事情がない限り、同意し決定を尊重すべきことになると解するのが相当であり、一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠があるとはいえない。」と判示した。

5. この論理に従えば、一人株主とは同族の株主が全員同じ意思決定をしている場合も同様になると考えられる。会社と株主の意思及び役員業務執行の在り方について、参考になるので紹介することにした。

パズル・熟語づくり

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましよう。



パズル・数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

8			3	1		7		
	2							8
		1			4		5	
	3							2
		5		7		1		
1							6	
	7		8			5		
4							3	
		9		5	7			4

ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れよう。
ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

7つの間違い探し

上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？



(答えは 14 ページにあります。)

税 務 相 談

令和5年度税制改正大綱 相続時精算課税制度について



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 島村 佳寛

令和5年度税制改正大綱が令和4年12月16日に発表されました。今回の改正で『相続時精算課税制度（※次ページ下記に用語解説あり）』が大きく変更されることが見込まれます。

改正により今後の相続（相続対策）がどのように変化していくか、当該改正のポイントを押さえていきたいと思っています。

なお、正式な改正ではなく大綱なので、あくまで現時点の税制改正の方向性としてご確認ください。（令和5年3月20日現在）

1. 現状

改正のポイントを押さえる前に、現在の相続対策としてどのような方法が取られているか確認しましょう。

現在の相続対策として取られているもので、今回の改正に影響のあるものに以下の方法があげられます。

① 贈与税の暦年課税制度の基礎控除110万円の範囲内で贈与を行う方法

② 相続時精算課税を選択する方法
これらの方法は、両方を選択することができず、②の方法を選択した場合は①の方法を利用することができません。

また、②の相続時精算課税については、制約やデメリットなどもあり一般的には②の方法より簡易に行

うことができる①の方法を選択している方が多い印象です。
このような現状を踏まえ、今回の相続税に関する改正のポイントを見ていきたいと思います。

2. 改正点

① 暦年課税制度の加算期間が3年から7年に延長

暦年課税制度における相続税の加算期間が3年から7年に延長されました。

現状では、被相続者が死亡日前3年以内の贈与額を相続財産に加算して計算することになっています。贈与した金額が110万円以下でもその財産は相続の対象になります。この死亡日前の3年の加算期間が7年に延長されます。

例えば、父親が子供に対して7年間にわたり毎年110万円ずつ贈与を行っていた場合、その父親が死亡し相続が開始されたとき、7年間はさかのぼって7年分の贈与770万円（110万円×7年）は相続税の計算に含めなければならぬということです。

また、延長された4年間に行われた贈与については、記録・管理

に係る事務負担を軽減する観点から、その4年間の贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しないこととなりました。

② 基礎控除110万円の創設

今回の改正で、相続時精算課税制度に年110万円の基礎控除の枠が創設されます。

相続時精算課税制度を選択すると贈与された財産の総額が2,500万円までの特別控除があり、その部分は贈与税が非課税になり超えている部分は20%の税率で、相続申告時に生産されます。改正によってこの特別控除のほかに年110万円の基礎控除が追加されました。

改正後は2,500万円の特別控除の他に、その選択者に係る贈与者からの毎年110万円以下の贈与であれば、贈与税はかからず申告も不要になりました。

③ 改正のまとめ

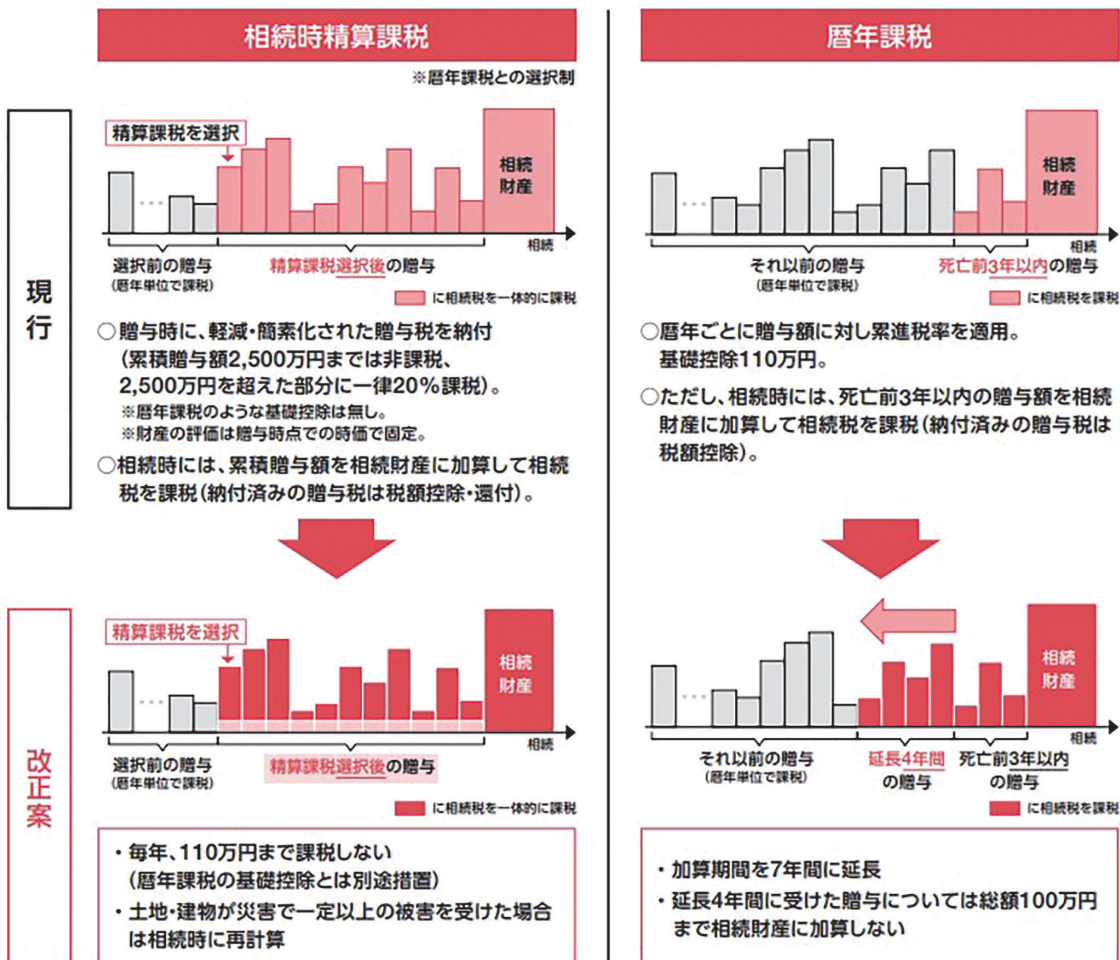
納税者が有利になった部分

- ・ 相続時精算課税制度に毎年110万円の基礎控除の創設
- ・ 基礎控除の範囲の贈与については申告、納税不要

納税者が不利になった部分

- ・ 贈与税の暦年課税制度の加算期間を7年に延長

出典…財務省 令和5年度税制改正(案)のポイント(令和5年2月)より



3. 今後の対策

今回の改正は、加算期間の延長など、納税者にとっては不利な内容が盛り込まれました。その反面、相続時精算課税制度に基礎控除の創設や、基礎控除内で行われる贈与については申告・納税が不要になるなどの内容を踏まえると相続時精算課税制度の使いやすさが向上しています。

なお、いったん相続時精算課税を選択すると暦年課税制度は使えない点は変わりません。

では、今後の今回の改正後の相続対策としては、暦年課税による贈与と相続時精算課税はどちらを選択したほうが良いのかが問題になってきます。

改正点のみに照準を合わせて言うのであれば、加算期間を目安として相続の発生が7年以上先であると見込めるのであれば贈与税の暦年課税制度の基礎控除110万円を利用し、こつこつと長期にわたって資産移動を行い、相続の発生がそれ以下と見込まれるのであれば、相続時精算課税を利用し短期的に資産移動を行うことが望ましいと考えられます。

ただし、これはあくまで現状と改正点を比較した場合に考えられる選択です。

相続時精算課税は、使いやすくなったとはいえデメリットがすべて解消されたというわけではありません。

相続対策は、その対象となる相続財産、相続人・被相続人の状況により取るべき方法が大きく変わってきます。そのため、どのような方法をとるかは十分な検討を行う必要があります。ひとつだけハッキリしていることは、相続対策はできるだけ早めに検討するこれが一番の節税につながるというでしょう。

用語解説…相続時精算課税

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度には、2,500万円の特別控除があり、同一の父母または祖父母からの贈与において限度額に達するまで何回でも控除することができ、2,500万円までの贈与には贈与税がかかります。

ただし、贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税として納税する制度です。

会社のための税情報

会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。



(協力：甲府税務署)

源泉所得税

支給日前に死亡した従業員の給料について、所得税の源泉徴収は不要です。



法人会キャラクター
けんた

甲府市内にある法人C社で、従業員の甲さんが4月8日に亡くなりました。甲さんの4月10日支給分の給料について、経理担当1年目のAさんがベテラン職員のBさんに相談しています。

尚、C社の給料は毎月月末締、翌月10日払となっています。

経理担当A 4月8日に亡くなった当社従業員甲さんの給料213,000円（支給日4月10日）について、所得税3,640円を源泉徴収し、残りの金額209,360円を、4月10日に甲さんの口座に振り込んだのですが、この処理は正しいでしょうか？

経理担当B いいえ、正しくありません。
従業員が亡くなった後に支給日が到来する給料は、当該従業員の生前所得とはなりませんので、所得税を源泉徴収する必要はありません。

経理担当A 甲さんが亡くなった日（4月8日）より後に支給日（4月10日）が到来していますので、甲さんの4月10日支給分の給料については、所得税の源泉徴収は必要なかったということですね。

経理担当B そうですね。所得税を源泉徴収する必要がありませんので、相続人に対して213,000円全額を支払うべきでした。

経理担当A そうすると、支払うべきであったのにまだ支払っていない3,640円を、相続人に支払う必要があるということですね。
また、誤って預かった3,640円を5月10日に税務署に納付してしまったのですが、どうしたら良いのでしょうか？

経理担当B 納付する必要のない源泉所得税を誤って納付していますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を税務署に提出し、誤って納付した所得税の還付を受けましょう。誤納額還付請求書の様式は国税庁のHP（※）からダウンロードできます。

経理担当A 分かりました。それから、甲さんは扶養控除等申告書を提出しているのですが、年末調整をする必要はありますか？

経理担当B はい。年の途中で従業員が亡くなった場合、亡くなる日までに支給日が到来した給料等の総額を基に、亡くなった時において年末調整を行う必要があります。従って、3月10日支給分までの給料等を基に年末調整を行います。

経理担当A ちなみに、もし従業員が亡くなったのが4月10日だった場合も同じように考えて良いですか？

経理担当B いいえ。給料の支給日に亡くなった従業員に対して支給する給料は、いったん亡くなった従業員の所得として確定します。従って、4月10日支給分の給料についても所得税の源泉徴収が必要です。そして、4月10日支給分の給料の支払の際に年末調整を行う必要があります。

自主点検チェックシート・ガイドブックについて

その6

今回は、点検項目のうち「Ⅳ. 損益関係」の「役員報酬」と「給料・賞与」についてご紹介しました。

今回は、「Ⅳ. 損益関係」の「福利厚生費」、「旅費・交通費」、「交際費」です。「Ⅳ. 損益関係」の点検項目は、次のように分かれています。

売上

売上原価・製造原価・工事原価

役員報酬

給料・賞与

福利厚生費

旅費・交通費

交際費

賃借料

保険料

経費全般

雑収入・雑損失

その他（消費税・印紙税）



それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点 検 項 目		ポ イ ン ト
61	食事の支給や借上げ社宅など所得税の源泉徴収が必要となる支出について確認しましたか。	食事の支給や借上げ社宅、永年勤続者に支給する記念品、レクリエーション費用の負担などのいわゆる現物給与については、一定の要件を満たしていない場合に課税の対象となり、給与に含めて源泉徴収が必要となるものがあります。それぞれの要件を確認して源泉徴収もれがないようにしてください。
62	実費精算又は出張旅費規程に基づき支出していますか。	職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるものとして支給される金品であっても、年額又は月額により支給されるものは給与所得として課税の対象とされます。 また、職務の遂行上通常必要と認められる金額を超える部分の金額についても同様に課税の対象とされます。
63	参加人員、相手先、支出内容が明らかにされていますか。	取引先等に対する接待の際の飲食その他これに類する行為のため要する費用は、参加者1人当たりの金額が5,000円以下であれば交際費等から除かれますが、この取り扱いは次の①～⑤の事項を記載した書類を保存している場合に限られます。 ①飲食等のあった年月日 ②飲食等に参加した取引先等の氏名（名称）及びその関係 ③飲食等に参加した者の数 ④飲食費の額、飲食店等の名称及び所在地 ⑤その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項
64	精算をせず、渡し切りとなってもものがないか確認しましたか。	使用者から役員又は使用人に交際費、接待費等として支給される金品は支給を受ける者の給与等とされ、源泉徴収の対象となりますが、使用者の業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません。

山梨県からのお知らせ

エル タ ッ ク ス
eLTAX



インターネットで簡単・便利！ 県税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『eLTAX』（エルタックス）を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

こんなメリットが！

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料

実際にやってみたら
簡単だった！

納付額が変わらなければ先の先まで予約
できる点が便利！



導入した
皆様の声

訪問支援でサポート
してもらい導入でき
ました！

eLTAX について更に詳しい情報は
《eLTAX ホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

- ①法人県民税 ②法人事業税 ③特別法人事業税（地方法人特別税）
- ④法人市町村民税 ⑤個人住民税（特別徴収分）
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など

※令和5年4月1日から 固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割



事業所訪問による eLTAX 等の利用開始の支援を行っています

- 県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、税務署、市町村と連携し、職員が事業所を直接訪問して eLTAX や e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用開始手続を支援しています。
- この取り組みにより、これまでに多くの企業・事業所が eLTAX 等を導入し、納税事務の効率化を達成しています。
- 皆様におかれましても、是非とも積極的な活用をお願いします。

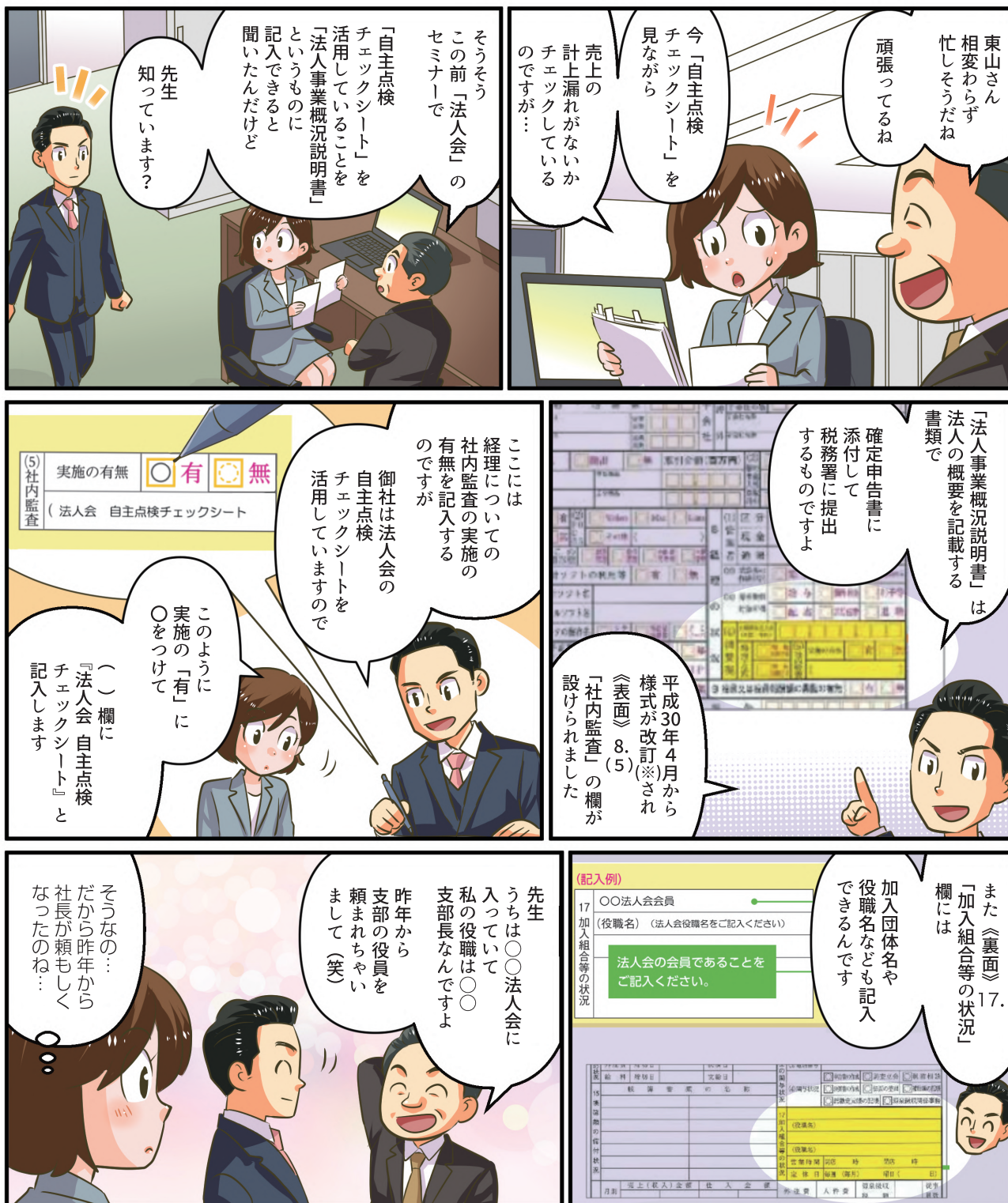
【問い合わせ先】山梨県総務部税務課 TEL：055-223-1386

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



※平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先



甲府法人会

電話番号 055-237-7774

URL <https://www.kofu-hojinkai.jp>

卵の賞味期限は

「生で食べられる期限」



食品ロス問題ジャーナリスト

井出 留美



ある料理研究家の方が、「冷蔵庫の中で賞味期限が迫った卵は、まとめてゆでて保存しておけばいい」と話していました。生のままよりも火を通した方が日持ちしそうな気がしますよね。でも、卵の場合は、ゆでると生卵より食べられる期限が短くなってしまいます。卵の白身（卵白）には、リゾチームという酵素が含まれています。この酵素は菌を溶かす役目を果たしますが、ゆでてしまうと、この働きが失われてしまうからなのです。

卵の賞味期限、過ぎたら捨てますか？ 市販されている卵の賞味期限は「生で食べられる期限」です。一般社団法人日本卵業協会は公式サイトでそのことを説明しており、市販の卵の賞味期限は25℃で保管された場合に生で食べることができる「2週間」に設定されています。10℃以下で保管した場合には、理

論的には産卵から57日間は生で食べることができるとされており、温度の管理が徹底できれば、卵で懸念されるサルモネラ菌による食中毒も増えることはありません。とはいえ、産卵から食卓まで、徹底して温度管理するのは非常に難しいので「10℃以下の冷蔵庫で保管したから57日間は生食OK」などと安易に思わない方がよいそうです。

「卵博士」と呼ばれる八田一（はつた・はじめ）先生にも伺ってみました。卵の賞味期限は、サルモネラ菌の一種が入ってしまっている「菌入り卵」を基準に決められているそうです。その「菌入り卵」が発生する確率は、3万個に1個、10万個に2〜3個と、非常に低いのですが、外から見ても見分けがつかないため、仮に菌が入っていたとしても安心して「生」で食べ

られる期限として設定されているとのこと。その期間は、採卵日から2〜3週間です。採卵してからパックするまでを1週間とすると、残りが2週間というわけです。たとえ賞味期限が切れていたとしても、加熱調理して目玉焼きやゆで卵にすれば食べられます。市販の卵パックの表示を見てみると、「賞味期限が過ぎたら加熱調理してお早めにお召し上がりください」などと書いてあるはず。サルモネラ菌は、75℃で1分以上加熱すれば死滅するので、しっかりと加熱調理して食べましょう。

気をつけなければならないのは、卵にひびが入っている場合です。たとえ賞味期限内でも雑菌が入り込んでいる場合があるので、生ではなく、しっかりと加熱して食べる必要があります。八田先生によれば、賞味期限が過ぎてから何日ぐらい大丈夫かというのは、卵の殻の表面のひびがどの程度かによって違うそうで、ひびのない卵であれば、冷蔵庫で保管しておけば賞味期限を越えても加熱調理すれば3か月は大丈夫だということです。

厚生労働省の食中毒のデータを確認してみると、2021年度に關しては、卵関連の食中毒件数はゼロでした。2020年度は2件です。卵を取り巻くさまざまな人の努力で、ここまで安全になってきたのですね。

卵の価格は高騰しています。2023年1月は、前年同月比で2倍近く上がっています。かつて卵はお歳暮として活用されたほど大切に扱われてきました。ニワトリは24時間以上かけて1個の卵を産みます。最後まで大切に食べましょう。

【筆者紹介】井出 留美

奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学／女子栄養大学大学院）、修士（農学／東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

新入会員紹介 (令和5年1月～4月)

(順不同・敬称略)

甲府観光開発株式会社

代 表 者：笹本 健次
業 種：専門サービス業
住 所：甲府市湯村 3-10-5
TEL 055-252-2261 FAX 055-252-2269

グランド・サポート株式会社

代 表 者：清野 浩樹
業 種：建設業
住 所：南アルプス市東南湖 755-1
TEL 055-287-6061 FAX 055-287-6062
U R L : <https://www.grand-support.co.jp>

株式会社とちの木

代 表 者：小関 敏和
業 種：不動産
住 所：甲府市小瀬町 8
TEL 055-267-6888 FAX 055-267-6889
U R L : <https://www.tochinoki-kofu.co.jp>

株式会社甲府機械彫刻

代 表 者：山岸 久美
業 種：彫刻加工全般
住 所：甲府市国母 6-6-1
TEL 055-224-5887 FAX 055-224-5846

CareSeed 合同会社

代 表 者：守矢 賢治・守矢 学
業 種：医療・介護
住 所：甲府市住吉 5-3-17
TEL 050-8882-9822 FAX 055-213-5959

有限会社ジュエリー近藤

代 表 者：近藤 哲弘
業 種：貴金属業
住 所：甲府市中小河原 277-2
TEL 055-243-6057 FAX 055-243-6058

有限会社善真技工

代 表 者：井上 善晴
業 種：建設業
住 所：中巨摩郡昭和町清水新居 1176-1
TEL 055-234-5281

有限会社エーデルシュタイン

代 表 者：藤原 一正
業 種：コンサルティング業
住 所：甲府市相生 1-3-16
TEL 080-4004-3825

研修会等予定

●決算法人説明会・インボイス制度説明会

5月9日 山梨県地場産業センター

【内容】 法人税についての注意点

消費税についての注意点

源泉所得税についての注意点

インボイス制度の概要・登録申請手続きについて

●源泉部会講習会 (第1回)

甲府会場 6月21日 アピオ甲府

韮崎会場 6月22日 東京エレクトロン
韮崎文化ホール

【内容】

初級講座 源泉徴収の概要

給与・賞与の税額計算

報酬・料金等の源泉徴収事務

所得税関係の改正

上級講座 退職所得の源泉徴収事務

所得税関係の改正

●源泉部会講習会 (第2回)

韮崎会場 8月23日 東京エレクトロン
韮崎文化ホール

甲府会場 8月24日 アピオ甲府

【内容】

初級講座 消費税

上級講座 インボイス制度

電子帳簿保存法

●オンラインセミナー

「社会人必須ー基礎から学ぶ」

Worldビジネス活用講座

6月12日

※右に記載の研修会・セミナーの詳細やお申し込みにつきましては、甲府法人会のホームページをご確認ください。

6ページ答え合わせ

パズル・熟語づくり

【答え】 A: 布、B: 団

パズル・数独

【答え】 9 (3+6)

8	4	6	3	1	5	7	2	9
5	2	3	7	9	6	4	1	8
7	9	1	2	8	4	3	5	6
9	3	4	5	6	1	8	7	2
2	6	5	9	7	8	1	4	3
1	8	7	4	③	2	9	6	5
6	7	2	8	4	3	5	9	1
4	5	8	1	2	9	⑥	3	7
3	1	9	6	5	7	2	8	4

7つの間違い探し『春興鏡獅子』

【答え】 ①囃子方の並び順 (左上)

②蝶の向き (左中)

③ボタンの葉 (左中)

④弥生の目線 (右中)

⑤弥生のカンザシ (右中)

⑥松の葉 (右中)

⑦紅葉の柄 (中下)

発行所

公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 興水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-1237-1777

株式会社 峡南堂印刷所

印刷所

令和5年4月25日

法人会会員みなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業所/
山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

AIG AIG損害保険株式会社

山梨支店/
山梨県甲府市中央2-9-21(ファース甲府ビル4F)
TEL 055-228-6311

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8